（特別会計に関する法律の一部改正）

第三条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二節　国有林野事業特別会計（第百五十八条―第百七十一条）」を「第十二節　削除」に改める。

第二条第一項第十二号を次のように改める。

十二　削除

第二章第十二節を次のように改める。

第十二節　削除

第百五十八条から第百七十一条まで　削除

第百九十八条第二項ただし書中「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の下に「（昭和二十六年法律第九十七号）」を加え、同項第三号中「地すべり等防止法」の下に「（昭和三十三年法律第三十号）」を加える。

第二百二十四条第一号ホ中「森林法」の下に「（昭和二十六年法律第二百四十九号）」を加える。

附則第四十二条から第四十五条までを次のように改める。

第四十二条から第四十五条まで　削除

附則第六十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（暫定的に設置する特別会計）」を付し、同条第二項中「次条から附則第二百六条まで」を「附則第六十八条から第二百六条まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二　国有林野事業債務管理特別会計を、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号。附則第二百六条の二及び第二百六条の六において「管理経営法等改正法」という。）の施行の日から同会計の負担に属する借入金に係る債務の処理が終了する日の属する年度（附則第二百六条の二及び第二百五十九条の二において「債務処理終了年度」という。）の末日までの期間に限り、設置する。

2　国有林野事業債務管理特別会計の目的、管理及び経理については、附則第二百六条の二から第二百六条の七までに定めるとおりとする。

3　国有林野事業債務管理特別会計に対する第十三条第一項の規定の適用については、同項中「次章」とあるのは、「附則第二百六条の六」とする。

附則第二百六条の次に次の六条を加える。

（国有林野事業債務管理特別会計の設置の目的）

第二百六条の二　管理経営法等改正法附則第四条第一項に規定する旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理に関する経理は、管理経営法等改正法の施行の日から債務処理終了年度の末日までの間、国有林野事業債務管理特別会計において行うものとする。

（国有林野事業債務管理特別会計の管理）

第二百六条の三　国有林野事業債務管理特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（国有林野事業債務管理特別会計の歳入及び歳出）

第二百六条の四　国有林野事業債務管理特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　歳入

イ　一般会計からの繰入金

ロ　借入金

ハ　一時借入金の借換えによる収入金

ニ　附属雑収入

二　歳出

イ　借入金の償還金及び利子

ロ　一時借入金の利子

ハ　借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ニ　附属諸費

（一般会計から国有林野事業債務管理特別会計への繰入れ）

第二百六条の五　第六条の規定にかかわらず、借入金の償還金、一時借入金の利子並びに借り換えた一時借入金の償還金及び利子の財源に充てるため、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度の国有林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野をいう。以下この項において同じ。）の産物及び製品の売払い並びに国有林野の管理又は処分による収入額から、当該売払い及び管理又は処分のために要する費用の額を控除した額に相当する金額（以下この項において「繰入相当額」という。）の予算額に、当該年度の前年度以前の年度における繰入相当額の決算額でまだ国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該予算額から当該前年度以前の年度において当該決算額を超えて同会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れるものとする。

2　前項の規定による繰入れのほか、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度において支払うべき借入金の利子に充てるべき金額を、一般会計から国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れるものとする。

（国有林野事業債務管理特別会計における借入金対象経費）

第二百六条の六　国有林野事業債務管理特別会計における借入金対象経費は、管理経営法等改正法附則第四条第五項ただし書の規定により同会計に帰属するものとされた借入金（当該借入金の償還に充てるため順次借り換えられたものを含む。）の償還金の財源に充てるために必要な経費とする。

（国有林野事業債務管理特別会計における一時借入金の借換え）

第二百六条の七　第十五条第四項の規定にかかわらず、国有林野事業債務管理特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2　前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3　第一項の規定により借換えをした一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

附則第二百五十九条の次に次の一条を加える。

（国有林野事業債務管理特別会計の廃止に伴う経過措置）

第二百五十九条の二　国有林野事業債務管理特別会計の債務処理終了年度の収入及び支出並びに債務処理終了年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、同会計の債務処理終了年度の翌年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

2　債務処理終了年度の末日において、国有林野事業債務管理特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

3　前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正）

第四条　特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定独立行政法人の労働関係に関する法律